

岩国地区消防組合情報セキュリティ基本方針

岩国地区消防組合（以下、「当組合」という。）は、当組合の情報資産を事故・災害・犯罪などの脅威から守り、住民及び社会の信頼に応えるべく、以下の方針に基づき、組合全体で情報セキュリティに取り組みます。

1 消防長の責任

当組合は、消防長の主導で組織的かつ継続的に情報セキュリティの改善・向上に努めます。また、情報セキュリティに関するガイドラインなどの最新の情報を収集し、安全に努めます。

2 組織体制の整備

当組合は、情報セキュリティの維持及び改善のために組織を設置し、情報セキュリティ対策を正式な決まりとして定めます。

3 職員の取組み

当組合の職員は、情報セキュリティのために必要とされる知識、技術を習得し、情報セキュリティへの取組みを確かなものにします。

4 法令及び契約上の要求事項の遵守

当組合は、情報セキュリティに関わる法令、規制、規範、契約上の義務を順守します。

5 違反及び事故への対応

当組合は、情報セキュリティに関わる法令違反、契約違反及び事故が発生した場合には、適切に対処し、再発防止に努めます。